標柱三号から一〇二度〇二分二七秒　四号
五七・一二〇メートルの地点
標柱四号から九八度三九分五三秒　五号
八七・九八四メートルの地点
標柱五号から一四四度〇一分一八秒　六号
八・二八二メートルの地点
標柱六号から八五度五三分三七秒　七号
二三・七〇九メートルの地点
標柱七号から七六度五八分三九秒　八号
一九・〇三一メートルの地点
標柱八号から七一度〇五分四四秒　九号
二〇・一〇五メートルの地点
標柱九号から七五度一六分三一秒　十号
八・五八四メートルの地点
標柱十号から四〇度五六分三八秒　十一号
八・二五八メートルの地点
標柱十一号から四九度〇三分五五秒　十二号
三五・〇四六メートルの地点
標柱十二号から八四度四四分三九秒　十三号
七〇・二五七メートルの地点
標柱十三号から八〇度四八分五一秒　十四号
三八・九七四メートルの地点
標柱十四号から六七度五七分四二秒　十五号
三一・一〇三メートルの地点
標柱十五号から六一度〇七分一五秒　十六号
二三・四六八メートルの地点
標柱十六号から五五度二七分一三秒　十七号
九一・九四九メートルの地点
標柱十七号から四九度二九分三四秒　十八号
五〇・〇五七メートルの地点
標柱十八号から四三度〇六分二四秒　十九号
二五・五五九メートルの地点
標柱十九号から四三度四九分五七秒　二十号
一四・三〇一メートルの地点
標柱二十号から五九度〇二分四〇秒　二十一号
七・〇五八メートルの地点
標柱二十一号から五九度五九分五七秒　二十二号
六〇・〇一四メートルの地点
標柱二十二号から五九度三二分四〇秒　二十三号
三二・二八五メートルの地点
標柱二十三号から一五二度〇八分〇九秒　二十四号
二三・二五四メートルの地点
標柱二十四号から二三五度一四分二六秒　二十五号
一六八・六一四メートルの地点
標柱二十五号から二一五度三〇分〇九秒　二十六号
二七・二七〇メートルの地点
標柱二十六号から二三四度一九分二九秒　二十七号
三七・二七六メートルの地点
標柱二十七号から二二二度二七分二七秒　二十八号
一〇・九三七メートルの地点
標柱二十八号から二四〇度五九分二五秒　二十九号
五九・六八五メートルの地点
標柱二十九号から二五一度四〇分〇七秒　三十号
九三・一一七メートルの地点
標柱三十号から二六〇度五八分四七秒　三十一号
二五・九一九メートルの地点
標柱三十一号から二四八度五九分〇五秒　三十二号
四六・〇三一メートルの地点
標柱三十二号から二六六度三九分一四秒　三十三号
四一・二六〇メートルの地点
標柱三十三号から二五九度二五分一二秒　三十四号
二九・四〇一メートルの地点
標柱三十四号から二五九度四三分三〇秒　三十五号
三三・八二八メートルの地点
標柱三十五号から二七四度五一分一五秒　三十六号
二六・五〇七メートルの地点
標柱三十六号から二七九度〇〇分五一秒　三十七号
八二・一三一メートルの地点
標柱三十七号から二六六度一六分三七秒　三十八号
七五・三三九メートルの地点
標柱三十八号から二六〇度四七分一八秒　三十九号
二七・二一四メートルの地点

○国土交通省告示第三百二十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ワ中「苅間千二百二十六番地」を「研究学園五丁目二十番地七」に改め、三ユ中「北区天満一丁目七番二十号」を「西区江戸堀一丁目十番八号」に改め、三ヌ中「寺ノ下甲二千二百九十八番地一」を「今村甲四千百八十六番地二」に改める。

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

琉球王国の歴史的事実と認識に関する再質問主意書（照屋寛徳提出）

参議院

質問主意書提出

三月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

訪日外国人に関する質問主意書（江口克彦提出）（第七四号）

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書（和田政宗提出）（第七五号）

質問主意書転送

三月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

ドローンに関する質問主意書（大久保勉提出）（第六八号）

名古屋議定書等に関する質問主意書（水野賢一提出）（第六九号）

第二次安倍内閣の農業政策に関する質問主意書（吉田忠智提出）（第七〇号）

農業協同組合改革に関する質問主意書（櫻井充提出）（第七一号）

人事異動

内閣

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　林　正宏

願に依り本官並びに兼官を免ずる（三月七日）

法務省

辞職を承認する

（立川区検察庁副検事）副検事　横井　一明

中央更生保護審査会委員に任命する（各通）（以上三月六日）

○定年退官

大津区検察庁副検事進藤盛篤は、検察庁法第二十二条の規定により三月十日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する

（広島大学名誉教授）木曽　義之

従四位に叙する

（明石工業高等専門学校名誉教授）藤原　勉

正五位に叙する

松岡　秀

江間　米雄

森田　一

従七位

従五位に叙する（各通）

風見　正見

山口　清

山本　長松

毛勝　富男　米野　壮典

恒吉　浚　宮村　良雄

正六位に叙する（各通）

塩谷　雅秀　寺道　二郎

前川　太助　横山　定美

正八位

従六位に叙する（各通）

堀　義雄

吉田　久雄

小田部智昭

正七位に叙する（各通）

津志田唯雄

岡村　幸男

従七位に叙する（各通）（以上二月五日）

佐藤　政由

神谷　尚男

正六位

正三位に叙する

山崎　善啓

児玉　公男

正五位に叙する（各通）

荒川　義彌

正八位

橋本　裕

臼田徳三郎　中山　高榮

従五位に叙する（各通）

石渡　照代

大泉　忠雄

岩原　史久

駒崎　謙

友納　彪

正八位

保田　恒夫

服部　泰久

正六位に叙する（各通）

城戸口正紀

大内　賢一　加藤　昌男

清水　一友　真保　博

（太田市議会副議長）

本田　一代

吉本　公

従六位に叙する（各通）